

**「公的統計の整備に関する基本的な計画」  
の変更に係る答申（案）**  
— 国民生活・社会統計ワーキンググループ担当分 —

平成29年11月21日



## 2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備

### (1) 人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備

我が国の人口は、平成17年に戦後初めて減少した後、20年にピークとなり、23年以降は継続して減少しており、本格的な人口減少社会を迎えた。また、生産年齢人口割合（15～64歳人口の総人口に占める割合）は平成4年をピークに低下を続けているのに対し、高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は一貫して上昇が続いており、平成25年には25.1%で4人に1人を上回るなど少子高齢化が進んでいる。こうした人口減少は、我が国経済に影響を与える可能性がある。すなわち、少子高齢化による生産年齢人口の減少は、労働投入の減少に繋がり、医療・介護サービスなど一部の分野で国内需要を拡大させる一方、多くの分野で国内需要の縮小要因となるばかりか、地域社会や都市機能の維持にも影響を及ぼすものと考えられる。

このような状況の中、人口やそれを取り巻く社会の構造の変化等をよりの確に把握する上で、国勢調査（基幹統計調査）及び国民生活基礎調査（基幹統計調査）の重要性はますます高まっている。このため、両調査については、これまで実施してきた取組に加え、地方公共団体における業務負担軽減にも留意しつつ、更なる調査方法等の改善・効率化や、広報・情報提供の充実等を推進する。

また、人口動態調査（基幹統計調査）についても、集計の充実等に取り組んでいるものの、地域の特性に応じた地方別集計の充実を求めるニーズに対応し、外国人が一定規模以上居住する市区町村における集計可能性に関する検討を推進するとともに、更なる調査票情報の提供拡充やオンライン報告システムの充実等に取り組む。

### (2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備

人口減少・少子高齢化を迎える中、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成29年6月9日閣議決定。以下「骨太2017」という。）においては、一億総活躍社会を実現する際、教育が果たすべき役割は極めて大きいものと位置付けられ、①人材投資の抜本強化、②教育の質の向上等、③リカレント教育等の充実に関する施策が掲げられている。

また、中央教育審議会においては、①人口減少・高齢化の進展、②急速な技術革新、③グローバル化の進展と国際的な地位の低下、④子供の貧困など社会経済的な課題等を踏まえた、「教育振興基本計画」（平成25年6月

14日閣議決定)の改定作業が進められており、合わせて目標の進捗状況を把握するための指標の設定が検討されている。

このような状況の中、学校関連統計の基盤と位置付けられる学校基本調査(基幹統計調査)については、施策ニーズを踏まえた調査事項の改善や情報提供の充実等が求められていることを踏まえ、①より詳細な分析に向けた調査事項の充実・見直し、②関連統計調査との調査事項の重複是正による負担軽減、③卒業生の就職状況のよりの確な把握等とともに、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能な調査統計システムへの変更を検討する。

また、世帯の収支状況と進学・就職状況との関係を、統計調査や行政記録情報等を活用して把握・分析することも重要である。その一環として、21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)(一般統計調査)については、施策ニーズを踏まえて調査事項を検討するとともに、報告者規模の維持、代表性の検証、回答精度の向上等に努める。

さらに、学校保健統計調査(基幹統計調査)については、報告者の負担抑制にも留意しつつ、基幹統計としての更なる有用性の向上を図るため、利活用の実態・統計ニーズを踏まえて調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を精査するとともに、データの収集・保管等を含めた調査計画全般の改善を検討する。なお、検討に際しては、調査結果の二次的利用にも留意する。

また、社会教育調査(基幹統計調査)及び児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(一般統計調査)についても、調査負担に対する関係者の理解を得つつ、継続的な改善に取り組む。

### (3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備

少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、骨太2017においては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)に従って、①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、②長時間労働の是正、③柔軟な働き方がしやすい環境整備、④病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進、⑤外国人材の受入れ等の施策を、府省の枠を超えて推進することが求められている。

このような状況の中、労働関連統計については、国際基準に対応した新たな指標の作成・提供や、調査事項の見直し等に努めているものの、働き方改革の推進や評価等を行う上で、重要性がますます高まっており、一層的確な調査事項の改善や提供情報の充実等に、関係府省が一体となって取り組むことが重要である。

このため、世帯を対象とする主要な月次の動態統計を作成するための調査である労働力調査（基幹統計調査）については、「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う時系列比較に当たり留意すべき点や、未活用労働に関する各指標等の情報提供の充実に向けた取組を推進するとともに、統計利用者の更なる利便向上に資する観点から、事業所を対象とする主要な月次の動態統計を作成するための調査である毎月勤労統計調査（基幹統計調査）と連携し、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を明確にするなど、情報提供方法の工夫や充実を図る。

また、構造統計を作成するための調査においても、世帯を対象とする就業構造基本調査（基幹統計調査）について、就業に与える育児・介護の影響をよりの確に把握するための調査事項の検討等を促進する。さらに、事業所を対象とする賃金構造基本統計調査（基幹統計調査）について、①毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討結果を基にした情報提供の充実、②個人票を中心とした匿名データの提供の検討、③回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、④調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化等の諸課題の解決に向けた検討を推進する。

さらに、船員労働統計調査（基幹統計調査）については、平成29年度中に見直した第一号調査の標本設計における層別区分（用途別、総トン数別）を、平成30年度調査から適用する。また、船舶を単位とする現行の標本設計について、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討し、早期に結論を得るとともに、産業構造や船員の雇用環境等の変化を踏まえ、基幹統計調査としての在り方も含めた抜本的な見直しを検討する。

## 【参考】

### 第2 公的統計の整備に関する事項

#### 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

##### (3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化

関係府省は、上記(1)及び(2)の国民経済計算体系を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備を図るため、関係府省が一体となって、その基盤となる以下の取組を推進する。

##### イ 各種ガイドラインの整備・適用を通じた経済関連統計の改善

統計利用者の利便向上、また、事業所母集団データベースを活用した中間年経済構造統計や企業統計の提供に当たっては、事業所・企業対象の統計調査における定義の統一等が重要となっている。

このため、第Ⅱ期基本計画に基づいて策定された「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等申合せ、平成29年5月15日改定)について、平成31年10月に予定されている消費税の10%への増税や軽減税率の導入などの社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、適用の拡大に取り組む。さらに、関係府省は、一次統計調査における税抜額記入への統一の可否等の検討などを、連携して推進する。

また、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等申合せ)について、実査可能性に関する検証結果等を踏まえつつ、その改定や適用の拡大に取り組む。

#### 3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

グローバル化の進展は、資本や労働力など経済分野にとどまらず、情報や文化などの分野に及んでおり、社会に様々な影響を及ぼしている。

そのような中、我が国ではこれまで、①国際通貨基金(IMF)が設定する「特別データ公表基準(SDDS)プラス<sup>4</sup>」におけるデータ整備、②国際連合統計委員会やOECD等の国際会議への参加、③独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた統計専門家の派遣、④発展途上国等諸外国からの

---

<sup>4</sup> SDDS (Special Data Dissemination Standard) プラスとは、IMFが定める経済・金融データに関するデータをタイムリーに公表するための最高水準の公表基準である。我が国では、参加条件である金融健全性指標や債務証券など5項目の公表に対応し、平成28年4月に参加したが、移行期間である5年以内に、現時点で残っている3(P)項目について、過去5年分のデータを指定された形式で公表し、完全履行を達成する必要がある。

統計に関する政府職員の受入れ、⑤国際連合アジア太平洋統計研修所の運営に対する協力等国際協力の推進に取り組んでいる。

一方、骨太2017及び未来投資戦略においては、日本企業の活力を海外展開し、その恩恵を我が国の各地域に取り込み好循環の拡大を図るため、我が国企業の高度技術を活かした海外展開の促進や、技術を有しながらも海外展開に踏み切れなかった中堅・中小企業等の海外展開の支援等が掲げられている。

これらの社会・経済情勢の変化や施策ニーズに適切に対応するためには、公的統計の分野においても、国際基準への寄与などを通じた統計に関する国際比較可能性を向上させるほか、国際連合が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）について、「SDGs実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）に基づき全244グローバル指標（平成29年6月現在で我が国が対応可能な指標は約40%）の対応拡大などに取り組む必要がある。

また、国際経済取引・企業の国際化や海外事業活動を把握する統計調査の精度向上・情報提供の充実に加え、更なる国際協力・連携に向け、統計委員会を中心に府省一体となり、国際機関への情報発信などの取組の強化を図る必要がある。

このため、SDDSプラスで未対応となっているデータ公表の実現やSDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組むとともに、社会保障費用統計の新たな統計表の作成・提供、有用性向上等の取組を推進する。さらに、関連統計の整備については、企業の貿易取引に係る情報の高度利用・情報提供の充実や海外事業活動のよりの確な把握に取り組む。

また、国際協力等の推進に関して、国際会議等への積極的な参加等国際貢献の強化、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の情報共有の強化を図る。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (1) 人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備	◎ 国勢調査の調査方法について、平成27年調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等の対応や、オンライン調査の更なる利用促進方策を、円滑な調査の実施にも留意しつつ検討し、平成32年調査の調査計画に反映する。また、調査票回収方法の多様化に伴い事務量が増加した地方事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討する。	総務省	平成32年調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国勢調査の広報について、開始から100年を経過する平成32年調査を契機に一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等の理解増進に努める。	総務省	平成31年度から実施する。
	◎ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証に加え、本調査結果及び国勢調査結果の乖離縮小に向けた検討や、回収率向上方策の検討を促進する。	厚生労働省	平成31年調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国民生活基礎調査における調査単位の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する。	厚生労働省	平成31年調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国民生活基礎調査のオンライン調査について、非標本誤差の縮小に向けた取組結果等も踏まえつつ、その導入可能性を引き続き検討する。	厚生労働省	平成31年調査の企画終了後に実施する。
	◎ 国民生活基礎調査における推計方法の検討状況や結果精度等について、情報提供の一層の充実を図る。	厚生労働省	平成30年度から実施する。



項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する。	厚生労働省	可能な限り早期に結論を得る。
	◎ 人口動態統計における調査票情報の二次利用について、テキスト形式による提供を開始する。	厚生労働省	平成30年度調査から実施する。
	◎ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。	厚生労働省	平成31年度中に実施する。
(2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備	◎ 学校基本調査の幼保連携型認定こども園における非常勤職員の把握について、厚生労働省の協力を得て、社会福祉施設等調査（一般統計調査）の調査結果を活用した統計を作成・提供するとともに、それに伴う把握時期等の留意事項も併せて提供する。	文部科学省	平成30年度調査から実施する。
	◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分の結核を削除する。	文部科学省	平成30年度調査から実施する。
	◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分に介護休業の追加等の見直しを実施する。	文部科学省	平成31年度調査から実施する。
	◎ 学校基本調査における中学校卒業者の就業状況について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性にも留意した上で、雇用契約期間（無期・有期）別に把握する。	文部科学省	平成30年度調査から実施する。
	◎ 学校基本調査における中学校以外の学校種の就業状況について、順次調査項目を見直し、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保する。	文部科学省	平成31年度調査から順次実施し、遅くとも平成32年度調査

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
			までに実施する。
	◎ 学校基本調査における幼保連携型認定こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査（一般統計調査）との重複是正を検討する。	文部科学省	遅くとも平成32年度調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 学校基本調査の調査統計システムについては、次期システム更新に向けて、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能なシステムへの変更を検討する。	文部科学省	平成30年度から実施する。
	○ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）について、学校教育や奨学金等の施策ニーズを踏まえた調査事項を検討するとともに、報告者規模の維持、代表性の検証、回答精度の向上等に努める。	文部科学省（厚生労働省）	平成30年度から実施する。
	◎ 学校保健統計調査について、報告者の負担抑制や政策と統計利用者のニーズにも配慮しつつ、調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を改善するとともに、基礎データの収集・保管等を含めた調査計画の積極的な改善を図るため、教育・医学関係の有識者や調査関係者等から構成される研究会を立ち上げ、現場の意見を反映した検討を実施し、本調査の改善を実現する。	文部科学省	可能な限り早期に実施する。
	◎ 社会教育調査における関係主体ごとの収入・費用構造の把握について、地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を踏まえ、実施可能性を検討する。	文部科学省	平成33年度調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 社会教育調査における社会教育施設の利用者側の状況を把握する調査項目	文部科学省	平成33年度調査の企画

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	の追加について、調査負担に対する社会教育関係者の理解を得るよう努めるとともに、検討を促進する。		時期までに結論を得る。
	○ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、更なる客観性及び比較可能性の向上を目指し、引き続き調査の改善に取り組む。	文部科学省	平成30年度から実施する。
(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備	◎ 労働力調査の「従業上の地位」に係る選択肢の変更前後に生じる差異等に関する情報について、ウェブサイト等において提供の充実を図る。	総務省	平成30年度から実施する。
	◎ 労働力調査の未活用労働に関する各指標に関する情報について、国際比較の観点にも留意し、諸外国の状況と比較・分析した情報と合わせて、ウェブサイト等において提供する。	総務省	平成30年度から実施する。
	◎ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用にあ資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。	総務省、厚生労働省	平成30年度から実施する。
	◎ 就業構造基本調査について、平成29年調査の検証結果も踏まえ、就業に与える育児・介護の影響をよりの確に把握するための調査事項の在り方を検討する。	総務省	平成34年調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 就業構造基本調査について、平成29年調査におけるオンライン調査拡大による効果等を検証した上で、更なるオンライン調査の促進に向けて検討する。	総務省	平成34年調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 賃金構造基本統計について、毎月勤労	厚生労働	平成30年度

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。	省	から実施する。
	◎ 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。	厚生労働省	平成30年度から実施する。
	◎ 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。	厚生労働省	平成32年調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 船員労働統計調査（第一号調査）について、平成30年度調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。	国土交通省	平成32年度までに結論を得る。
	◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開	国土交通省	基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、平成32年度までに結論

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。		を得る。この結論を得るまでの間も、現行調査の改善を順次実施する。

(注) 「具体的な措置、方策等」欄について、基幹統計に係る事項を「◎」とし、その他の公的統計に係る事項を「○」とした。

## 参考

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	○ 統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインについて、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、平成33年経済センサス - 活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。	総務省、関係府省	平成33年経済センサス - 活動調査の企画時期までに実施する。
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	◎ 社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU (ESSPROS) 基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。	厚生労働省	平成34年度までに実施する。
	◎ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。	厚生労働省	平成34年度までに実施する。